

## 第1回 甲賀市みんなのまちを守り育てる審議会 会議録

開催日時 平成21年12月21日(月) 午後2時から4時15分まで

開催場所 甲賀市役所水口庁舎3階 第4委員会室

出席者 委員 9人  
事務局 5人 (建設部次長、都市計画課長、都市計画課長補佐、  
都市計画担当GL、開発指導担当GL)

### 議 題

※ 今回の甲賀市みんなのまちを守り育てる審議会は、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例(以下「まちづくり条例」という。)制定後初めての開催で、条例の内容及び審議会の位置づけについて事務局から説明を行い、各委員から意見を伺ったものです。主な内容は下記のとおりです。

会 長 今回は、審議案件としては特にありませんので、審議会の位置づけ、役割等の内容の質問・意見になると思います。

どの点からでも結構ですので、ご意見並びにご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

副会長 滋賀県の方で、近隣景観形成協定地区が甲賀市の中で1件認定されています。土山町鮎河東野地区の「東野・緑の古里・ふれあい協定」で、平成5年の10月に協定を提出され、平成6年2月14日に認定されています。東野地区は、ホテルが見られ、すごくきれいなところです。

協定の締結人数としては78名で、地域全体が一体となって取り組みをされていて、ホテルだけでなく、ホテルを育てるために川等もきれいにされています。また、当該地区の方のみがそのような活動をされているのではなく、他の地区の方を招いての意見交換についてもされておられるようです。

他の地区の方から「それ、いいですね」という言葉をかけられることで、協定を締結している地域全体がいいことをしているのだという気持ちが湧き上がると思います。協定締結地域の方だけではなく、その地域以外の方とも協定地域のことについて話し合うことというのは、大事なことだと思います。

現在、近隣景観形成協定地区は甲賀市内では1件しか認定されていないということですが、この他にも、例えば、信楽町畑の「しだれ桜」を含め、たくさん甲賀市には地域ごとに取り組みをされている地区があると思います。

事務局 今、意見をいただいた件で補足ですが、滋賀県条例に基づく近隣景観形成地区の認定を受けられることのほかに、滋賀県風景条例である「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」の指定地区があります。国道307号線沿いにつきましては、国道307号沿道景観形成地区として指定されており、また、杣川沿いにつきましても杣川河川景観形成地区の指定を受けております。

その他につきましては、旧土山町の一部の地区について、市条例である「甲賀市の風景を守り育てる条例」によって区域が指定されております。

県条例ないし市条例によりまして部分的にはありますが、景観保全がなされています。

今後、景観行政団体の認定を受けるにあたり、甲賀市全域の景観計画の策定にあたり市としての考え方を示していくことが大切になってきます。

景観保全に対する考え方としては、都市計画法に基づく地区計画による規制、景観法に基づく景観計画区域による規制等が考えられますが、それらの手段に加え、「まちづくり条例」に基づく「地域まちづくり協定」を利用することが考えられます。

副会長 市の方で景観計画の策定の準備は行っておられるのでしょうか。

事務局 平成22年度より事務を進めていきまして、甲賀市の景観の進む方向を定める景観審議会を立ち上げ、特に今まで景観形成地区として規制がかかっ

てきた部分につきましては、そのまま移行して、保存していくことが必要であると考えています。

一方、東海道沿いのように景観形成地区として指定されていない地域についても、検討する必要があると考えております。

委員 説明を受けまして、内容につきましてはどの部分を見ても、なるほど確かにそのとおりであると思います。今までは、指導要綱で行ってこられたことを、市の法律である条例で決められたということで、特に都市計画につきましては規制法ですので、かなりの制約が出てくる結果、利害関係が生じてくるわけですが、それらの協調を図ることをこの条例は定めています。市長から諮問を受け審議のテーブルに上がってくる状況になれば、審議会の委員として議論をさせていただきたいとは思いますが、果たして、そこまでの段階に達するのかなという点に疑問があります。そして、そこが行政としての大きな課題であると思います。

行政としては、市民、事業者に対するPRをする必要があるのはもちろんのことですが、行政自らも積極的に提起していく使命があると思います。課題として誰が行動を起こすのか、誰かが行動を起こさないと議論する土台できないわけです。その辺りについてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

委員 先ほどの信楽町畑の「しだれ桜」の話ですが、なぜそのような話が起こってきたかと言いますと、以前、国の1町1億円の政策と、それにあわせて県がまちづくりに対して助成するという政策がきっかけでした。

旧信楽町の場合は、自治会ごとに何かしてくださいという話になり、畑の自治区が真剣に取り組まれたという背景があります。そして、それが定着して現在に至っています。

副会長 まちづくりの中で、東海道の宿場町それぞれをつなぐ沿道を一体として整備しているようなことはあるのでしょうか。まちづくりを部分ごとに行うのではなく、それぞれの地域が連携してまちづくりを考えていければ、広い範囲でまちづくりを行えると思います。

委員 東海道に関してですが、5年位前に東海道宿駅会議が発足しています。一年に一回の開催ではありますが、東海道の宿駅の者が集まりまして、シンポジウム等を行っています。

また、土山町では、東海道沿いにおいて改築するときには、町並みにあった景観を維持するために以前は補助金が出されていきました。ただ、現在では、一時に比べて東海道の景観は失われつつあるように思います。

副会長 甲賀市において、支援をされていることはあるのでしょうか。

事務局 土山町に限っては、旧土山町時代に条例化されて、景観に配慮した取り組みをされておりまして、そのときに、建物を改築するにあたって、その建物の色および構造が景観を損なわないものにするよう申し合わせがなされておりまして。

行政としては、道路のカラー舗装を国の補助を受けて続けており、水口町との境まで計画としています。ただ、財源が非常に厳しいということもありまして、他に危険な場所が多い中、景観のみにお金をかけられないという苦しさもありまして、なかなか思い通りには進んでいないというのが現状であります。東海道の沿線につきましては、旧土山町時代からきっちりとした計画を持たれておりまして、それに基づいて進んできております。

副会長 非常に残念なのは、計画が水口町境できられていることですね。そこからつながっていくようなればいいのですが。

市としては、予算の関係で厳しいということなのですが、景観というのは一度廃れると元に戻すことは困難になりますので、そのあたりについても一緒に考えていけたらと思います。

委員 例えば、びわこの湖岸に水草を植えるということをも市民の方を巻き込んでされているということは聞いたことがあります。

あと、限られた予算の中、優先順位をどうするかという問題もあると思

ます。

委員 地域まちづくり協議会等の設立について、各自治区に啓発していかないと、案件が生じてからどうしますかでは、条例の趣旨からして駄目だと思います。

あくまでも、開発が行われる前の時点で、地域まちづくり協議会を設立して、地域はみんなで守りましょうという形にしておくべきだと思います。その点について、行政が指導・啓発していかねばならないと考えます。

委員 「まちづくり条例」の解釈として、開発指導要綱を条例化したという点、もう一つは地域住民がまちづくりに立ち上がらなければならないとしている点に意味があると考えています。

今までですと問題が生じたとき行政に言えばいいというような感覚であったと思いますが、今日にあっては行政側も予算がないことを理由に断ることがあり、それでは埒が明かないという状況になっています。

一方で住民からのニーズというのは高いわけです。そういったニーズが高いような地域、つまり住民の景観および生活環境への意識が高いような地域、例えば神奈川県逗子市のような地域については地域住民が立ち上がるというような機運が盛り上がってくるわけです。

甲賀市には、このような機運が盛り上がるような土壌が果たしてあるかということに心配はあります。そうであるからといって、放っておいては問題が生じてきたときに困るわけです。

実際としては、建築協定、地区計画等を利用し、建築基準法および都市計画法の枠内でまちづくりを行うという手法もあります。

簡単に言うと、以前では、宅地についても、交通事情のよい場所、駅付近であるとか、道路沿いであるとかを中心に開発がなされて、まち全体をみて均衡ある開発というよりは、虫食い状の開発が多く行われてきました。それらの開発においては、各々の宅地が小さいものであったため、住宅が密集して建てられることとなり、景観、通風、採光というような住環境が悪くなっておりました。

しかし、近年では、これらを逆に捉えて、一区画を大きなものにする宅地

開発が行われ、隣接敷地との関係で隣地境界線から一定程度後退すること等を地域で決められ、その地域の決まりが建築協定、地区計画で定められることにより、住環境の良さを売りとした宅地の開発も進んでいます。このように住環境の良さを追求することは、一方で各人に土地利用の制限を課すことになるわけですが、このような住環境を望みたいという意識についてはどんどん上がってきてほしいものです。

そこで、それを実現する手段に「まちづくり条例」といったものがありますよというわかりやすいPRが大事になってくると思います。制度が立ち上がったけれども、一向に制度の利用がないというのでは、この制度の意味がないと思います。

会長 おっしゃるとおりだと思います。どのようにこの制度をPRし、住民の方に浸透させるかが重要になってくると思われます。

委員 甲賀市に5町ありますよね。また5町の中には各自治会があります。その自治会に働きかけて、手を上げてもらうという形でもっていくのでしょうか。自由にしてくださいと言ったとしても、なかなかうまくはいかない。これに対して、何か構想はもっておられるのですか。

事務局 行政側から自治会に対して案件を出してくださいというような働きかけは現時点では考えておりません。基本は、地元から出てくるものと考えております。

「まちづくり条例」のPRにつきましては、行っていかなければならないと認識するとともに、責務であると考えております。

副会長 本日は、長時間にわたりご意見をありがとうございました。  
甲賀市民の代表として、非常に責任が重いものであると感じております。これからの甲賀市の将来に向かって「まちづくり条例」が制定されたわけですので、この条例に基づくまちづくり像の実現に少しでも近づけるように進めていければと思います。どうかよろしく願いいたします。